

平成15年度 第二回 総務企画委員会 議事概要

H15.10.2作成 (H15.10.3. PM4:00 修正)

日時：平成15年10月1日(水) 15:00～17:30

場所：建築士会 会議室

出席者：(委員長) 前川直彦  
(副委員長) 花方威之  
(出席委員) 栗原護 田陽裕美 平山征宏  
南野英行 今井淳子 長井邦夫  
(オブザーバー参加) 児玉達朗青年委員会委員長  
(事務局) 齋専務理事 鷺谷事務局長  
  
(欠席委員) 岩撫忠昭 吉田一弘

議題討議に入る前に、前回議事概要の確認を行う。

副委員長より、資料説明の後、質疑・修正の要否について確認するが、特に意見なく了承される。

議題

1. 総務企画委員会のホームページ開設について

ホームページの開設については、全委員一致で了承される。

担当は、花方副委員長とし、児玉青年委員会委員長がアシストすることとした。

2. 建築士会総会の開催時期について

前回の懸案となった県からの指導文書について、鷺谷事務局長から資料の説明と関東ブロックの各会の状況について説明があった。

・各会とも、従前から年1回の総会開催であり、変更する予定はないとのことであった。

なお、栃木県建築士会は、年2回開催したが、来年度からは従来どおり年1回に戻すとのことであり、東京都、長野県、新潟県の各士会は、本会と同様に、定款或いは定款細則により、暫定予算の規定があり、年1回の開催であるとのこと。

問：三都県以外は定めはないが、運用で年1回としているのか。

答：そのとおり。

副委員長から、次の補足説明を行った。

- ・民法では、事業計画、予算、決算その他（役員選任等）は総会で決議しなければならないこと、事業計画及び予算は当該年度が始まる前に決定しなければならないこと、決算は年度終了後3月以内に承認を受けなければならないことが定められている。
- ・この規定をそのまま読めば年2回の総会の開催が必要となるが、一方で、総会の開催は年1回以上とされているので、年度当初は暫定予算により業務を執行し、その後、予算の決定と決算の承認を1回の総会で同時に行うことが直ちに違法となるとは判断し難い。

以上の説明の後、討議を行う。主な意見は次のとおりである。

年2回開催としても、役員改選と決算報告者との関連などに問題が残る。

総会の開催時期や回数の問題より、士会会員に情報が開示されているかどうかの方が重要ではないか。（会員が知らないなかで、会が運営されていなければよいのでは。逆に、総会資料が全員に配付されていないことに問題はないのか。）

役員任期と役員改選時の違いでも疑義が生じる。

10月締めで12月に決算及び予算の審議をしてもらおう団体もある。（歴年の会計）

支部としては、6月総会での予算決定であると実際には8月まで予算が組めず半年間は休眠状態になってしまう。

役員改選が4月1日のため、3月に新役員の選出とあわせて仮決算と暫定予算承認を行い、5月に決算と本予算を承認する団体がある。なお、5月の決算には前任役員が出席し、説明する。

実態に問題がなければ、従前どおりで良いのではないか。（理論付けが必要）

NPO問題もあって、公益法人制度が変わるので、その動向を見極めてからでも良いのではないか。

課題として、役員任期の問題、支部予算の執行上の問題がある。

年2回の開催とした場合の総会開催のための予算（財政）上の問題も課題である。（資料を事務局に要望する。）

〔討議結果〕

県に法解釈を照会したらとの意見もあったが、次回に、現行の定款細則による暫定予算による運用も「適法」であるとする理論（案）を作成し提案、審議することとした。（案の作成担当は、花方副委員長）

### 3. 建築士会の活性化と会員の増強策について

別紙たたき台をベースにして、意見交換を行う。意見は項目程度に留め、内容は次回以降に討議することとした。

主な意見は

建築士会が何をやっているのか、PRが必要である。従来は登録手伝い時にPRしていたが、今はどうなっているのか。

(答)今は、集中登録日を定めていないので、お手伝いはお願いしていない。

2級建築士の登録は県で行っているので、PRしている。

リーフレット程度ではなく、事業内容のPRが必要であり、呼び込みも必要ではないか。

会員、非会員の区別なく、交流の集い(女性建築士の集い)を持ってきた。

建築ネットワークと女性委員会共済での「交流の集い」を企画している。

(問)建築ネットワークとは、どの様な組織か。

(答)青年委員会が幹事を務めるが、対象は(広域)限定しない。

横須賀支部とも組んで、「フォーラム」の開催を予定している。

何をやりたいか、何を望んでいるのか直接聞くことも可能であり、総務企画委員会の出前アンケートの方が効果的ではないか。

退会者の意向、考えを聞き取ることも必要ではないか。

建築士会の会員数と経営シュミレーションも必要ではないか。

建築士会事業の中でも、会員へのサービス事業と収益事業に性格分けをすることも必要ではないか。

#### 4. その他

##### (1) 専攻建築士制度とCPD制度について

説明・討議の時間がなく、資料配付に留まる。

なお、「資料に10月から制度をスタート」とあるが、理事会に諮ることとしたので、スタート時期はずれ込むことになる。

##### (2) 次回開催日について

今回は、11月5日(水) 午後3時から5時まで とする。

建築士会の活性化と会員の増強策について

現状把握

資料の収集

- (1) 会員数の推移（年齢、職業別）
- (2) 資格取得者数の推移と会員登録数（年齢、職業別）
- (3) 会費未納者数の推移（年齢、職業別）と現状の督促方法
- (4) 講習会開催の状況（参加者数、参加費用、収支結果）
- (5) 退会者の推移と退会理由（会費未納の理由）
- (6) 会員は、建築士会に何を求めているか。  
（メリット論：どの様な実質的利益があるか）
  - ・ 資質向上
  - ・ 最新情報の取得
  - ・ 行政動向の情報等
- (7) 会員は、建築士会に何を求めているか。  
（魅力論：どの様な間接的利益があるか）
  - ・ 異業種間の交流
  - ・ ボランティア活動への参加
  - ・ 行政への提言等

課題抽出

課題

- ・ 会員の減少とその対策（人に主眼を置いた課題）
  - (1) 会員数の減少と建築士会の経営難
  - (2) 未入会資格者の入会促進の行き詰まり
    - ・ 非会員との交流機会の不足
    - ・ 新規資格取得者へのPR不足
  - (3) 会費未納者への対応
  
- ・ 建築士会の活性化と魅力の創造（士会活動に主眼を置いた課題）
  - ・ 会員へのメリット魅力の創造
  - ・ 会員要望に応える新規事業の企画

## 取り組むべき施策

### 施策の事例

#### ・ 会員の増員対策

- (1) 会員数減少の歯止め策
- (2) 新規資格取得者の入会促進策
  - ・ 登録手続き時における、連絡先の調査（任意による協力依頼）
  - ・ 講習会等の案内送付に併せての入会案内送付
  - ・ 建築士会業務のPR（ガイダンス）
- (3) 既資格取得者への入会促進策
  - ・ 企業、団体への個別訪問による建築士会加入の勧誘
- (4) 退会者（退会希望者）への慰留策

#### ・ 建築士会の魅力づくり

- (1) 会員要望に応える事業を企画
  - ・ 会員からの要望を聞き取るシステムを策定（出前アンケート）
  - ・ 事業企画への要望の反映方法を体系化
- (2) 会員外（一般県民を含む）の人との交流機会の創造
- (3) 建築士会から行政への提言、意見具申（斜面地マンション問題等）
- (4) CPD制度及び専攻建築士制度と会員募集の連携
- (5) 企業とタイアップした事業の企画
  - ・ 魅力ある事業の掘り起こし
  - ・ 建築士会の経費負担の軽減（収益事業、増収策）
  - ・ 事業（講習会等）回数の増加

・